

新型コロナウイルス拡大に伴う水道料金減免のお知らせ

●減免内容

上水道の基本料金を全額免除。ただし、下水道料金は減免の対象外。

●対象者

全ての給水契約者。

●減免期間（3か月間）

令和2年5月使用分から令和2年7月使用分（6月徴収分から8月徴収分）までの期間。

●減免金額

通常請求している、基本料金・メーター使用料の全額免除。ただし、超過分料金は減免の対象外。

●申請方法

申請の手続きは必要なし。

減免後の料金につきましては、水道・下水道使用水量のお知らせ（検針票）にてご確認ください。

■お問い合わせ

建設水道課 上下水道グループ ☎01392-2-3131

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の各保険税（料）の減免を受けることができます。

●対象となる方と減免額

次のいずれかの条件を満たす方

- ① 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方。
- ② 主たる生計維持者の収入が前年より30%以上の減少が見込まれる世帯の方。

●対象となる保険税（料）

令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が到来するもの。

●申請に必要なもの

- ・申請書
- ・主たる生計維持者の収入等の状況が分かる資料

■お問い合わせ・申請先

○国民健康保険税について 税務課税務グループ

後期高齢者医療保険料について 町民課住民グループ ☎01392-2-3131

○介護保険料について 健康管理センター ☎01392-2-2122

町税の徴収猶予の特例制度があります

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった場合、1年間町税の徴収の猶予を受けることができます。

●対象となる方

次の条件をすべて満たす方

- ① 令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において事業等に係る収入が前年同期と比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 納期限までに納付することが困難であること。
※少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請された方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

●対象となる地方税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人（法人）住民税や固定資産税、国民健康保険税などの税目が対象となります。

●申請に必要なもの

- ・申請書
- ・収入や預貯金などの状況が分かる資料（資料の提出が難しい場合は、聞き取りで確認します。）

※徴収の猶予とは、納期限を延長するものであって、免除や税額が減額となるわけではありませんので、必ず納付していただく必要があります。